

令和2年度行政監査結果の概要

(県に事務局を置く任意団体の事務の状況)

令和3年1月22日
鳥取県監査委員

鳥取県監査委員は、地方自治法第199条第2項の規定に基づき、鳥取県監査基準に準拠して実施した行政監査の結果に関する報告及び監査意見を、令和2年度行政監査結果報告書(県に事務局を置く任意団体の事務の状況)に取りまとめ、知事等に提出するとともに公表します。その概要は下記のとおりです。

なお、この監査結果については、とりネットのホームページに掲載します。

[\(http://www.pref.tottori.lg.jp/kansa/\)](http://www.pref.tottori.lg.jp/kansa/)

監査委員：桐林正彦きりばやしまさひこ、山根朋洋やまねともひろ、奈良井 恵ならい めぐみ、広谷直樹ひろたになおき

第1 監査の概要

1 監査の種類

鳥取県監査基準第2条第1項第2号に規定する行政監査

2 行政監査の趣旨

行政監査は、地方自治法第199条第2項の規定に基づき、監査委員が、その地方公共団体の事務の執行が適正に行われているかどうかについて実施するもので、本県においては、毎年度特定の課題を選定してこの監査を実施している。(ただし、令和元年度は地方自治法の改正に対応するため未実施。)

3 監査対象事務

県に事務局を置く任意団体の事務の状況

4 監査対象事務の選定理由

県庁等の各課・各機関には、県の業務と密接な関係を持った任意団体が事務局を置いており、その中には、県職員が業務を行い、さらには県からの支出を受けている任意団体が多数ある。

任意団体については、法人格がなく第三者に対する責任関係が不明確となりやすいこと、公益法人のように一般的に団体を律する法令がなく、自律的な意思決定手続を定めないとあいまいになりやすいこと、ルールが不明確なまま個人情報や機微な情報を扱うことは一般的に好ましくないこと、等の問題点がある。

任意団体の業務に対し、県職員が関与する場合は、本来の業務である公務と区分され、公務に支障がない状況で行われなくてはならず、また、任意団体の予算に県から支出される公金が含まれているのであれば、当然に適正な事務処理が行われなくてはならないと考えられる。

そこで、このような任意団体に対する適正な関与を図り、今後の事務改善に資することとした。

5 監査の着眼点

- (1) 任意団体の業務に対する県職員の関与・指導の状況
- (2) 任意団体の運営状況

6 実施期間

令和2年9月16日から令和3年1月13日

7 監査対象機関

知事部局の全ての機関（153 機関）

8 実施方法

- (1) 事前調査として、調査対象機関に調査票の提出を求め、以下の条件のいずれにも該当する任意団体の有無と、該当する任意団体がある場合の概要等について確認した。
 - ア 県の庁舎内に事務局を設置する任意団体
 - イ 法人格のない団体(法令等又はその委任等による下位規程に設置根拠が定められた団体を除く。)
 - ウ 県職員が役員に就任するか、当該団体の業務を行っている任意団体（サークル活動、親睦を目的とする団体等を除く。）
- (2) 事前調査の結果に基づき、県からの収入額、県職員の従事時間により 28 団体を選出し、そのうち団体事務局が設置されている 25 機関を対象機関として、監査資料の提出を求めた。
- (3) 実地監査及び書面監査は次のとおり実施した。
 - ア 実地監査：14 機関（14 団体）
 - イ 書面監査：11 機関（14 団体）

第2 監査対象団体の概要

県に事務局を置く任意団体について、知事部局全ての機関を対象に事前調査を行い、その概要を把握した。そのうち、県からの収入額及び県職員の業務時間の状況を踏まえ、監査実施対象とする任意団体及び機関を選定した。

監査実施対象機関・任意団体

部局名	機関名	任意団体名
令和新时代創造本部	総合統括課	中国横断新幹線建設促進鳥取県期成同盟
	広報課	鳥取県広報連絡協議会
交流人口拡大本部	東京本部	東京鳥取県人会
	東京本部	鳥取県・岡山県共同アンテナショップ運営協議会
	国際観光誘客課	国際定期便利用促進協議会
	まんが王国官房	まんが王国とっとり満喫周遊パス実行委員会
地域づくり推進部	スポーツ課	鳥取県東京オリ・パラキャンプ誘致推進委員会
	スポーツ課	鳥取県スポーツ推進委員協議会
	スポーツ課	東京 2020 オリンピック聖火リレー鳥取県実行委員会
	関西ワールドマスターズゲームズ推進課	ワールドマスターズゲームズ 2021 関西鳥取県実行委員会
	地域交通政策課	鳥取県東部地域鉄道利用促進実行委員会
	とっとり弥生の王国推進課	青谷上寺地遺跡史跡保存活用協議会
	東部地域振興事務所	八頭郡活性化戦略会議
福祉保健部	障がい福祉課	手話パフォーマンス甲子園実行委員会
	医療政策課	鳥取県臨床研修指定病院協議会
子育て・人財局	子育て王国課	青少年育成鳥取県民会議
生活環境部	低炭素社会推進課	鳥取県水素エネルギー推進協議会
	低炭素社会推進課	鳥取県新エネルギー活用研究会
	緑豊かな自然課	鳥取砂丘未来会議
	くらしの安心推進課	鳥取県交通対策協議会
商工労働部	雇用政策課	鳥取県地域活性化雇用創造プロジェクト推進協議会
農林水産部	とっとり農業戦略課	鳥取県農業再生協議会
	林政企画課	鳥取県林業災害防止連絡協議会
県土整備部	空港港湾課	鳥取港振興会
西部総合事務所	西部総合事務所福祉保健局	西部民生児童委員協議会
	西部総合事務所農林局	食のみやこ鳥取県西部フェスタ連絡協議会
	西部総合事務所日野振興センター	日野郡広域交流促進協議会
	西部総合事務所日野振興センター	日野川の源流と流域を守る会

[事前調査結果] 県に事務局を置く任意団体（以下「団体」という。）

1 部局別団体数

部局	団体設置機関数			団体数		
	計	本庁	地方機関	計	本庁	地方機関
令和新時代創造本部	2	2		3	3	
交流人口拡大本部	4	2	2	5	2	3
危機管理局	1	1		2	2	
総務部	6	3	3	7	3	4
地域づくり推進部	9	6	3	23	19	4
福祉保健部	7	3	4	7	3	4
子育て・人財局	2	1	1	2	1	1
生活環境部	5	3	2	7	5	2
商工労働部	1	1		1	1	
農林水産部	13	7	6	20	13	7
県土整備部	6	5	1	8	7	1
中部総合事務所	4		4	6		6
西部総合事務所	5		5	7		7
会計管理局						
知事部局計	65	34	31	98	59	39

2 県職員の従事状況

部局	団体数 (団体)	役員				事務局員				
		総数 (人)	うち県職員			総数 (人)	うち県職員			
			県職員 のいる 団体数 (団体)	県職員 数 (人)	平均 職員 数 (人)		県職員 のいる 団体数 (団体)	県職員 数 (人)	平均 職員 数 (人)	1人当たり 平均労働 時間 (時間)
令和新時代創造本部	3	21	1	1	1.0	10	2	6	3.0	25.0
交流人口拡大本部	5	76	3	6	2.0	22	5	19	3.8	454.9
危機管理局	2	31	1	1	1.0	7	2	7	3.5	14.3
総務部	7	67	5	15	3.0	28	7	28	4.0	14.1
地域づくり推進部	23	168	13	22	1.7	78	21	68	3.2	168.8
福祉保健部	7	101	4	27	6.8	17	6	17	2.8	285.3
子育て・人財局	2	23	1	5	5.0	4	1	1	1.0	156.0
生活環境部	7	60	4	12	3.0	32	7	22	3.1	220.7
商工労働部	1	1	1	1	1.0	9	1	2	2.0	61.5
農林水産部	20	116	12	22	1.8	46	20	41	2.1	29.5
県土整備部	8	48	3	5	1.7	37	7	25	3.6	87.6
中部総合事務所	6	34	4	5	1.3	14	6	13	2.2	63.4
西部総合事務所	7	40	4	4	1.0	35	7	28	4.0	295.9
知事部局計	98	786	56	126	2.3	339	92	277	3.0	156.2

3 団体の収支状況

部局	団体数 (団体)	収入		支出		繰越	
		収入の ある団体 (団体)	平均収入額 (円)	支出の ある団体 (団体)	平均支出額 (円)	繰越の ある団体 (団体)	平均繰越額 (円)
		令和新時代創造本部	3	2	15,025,009	1	29,675,752
交流人口拡大本部	5	5	16,504,623	5	16,035,046	3	782,629
危機管理局	2	2	1,314,010	2	888,150	2	425,860
総務部	7	2	381,229	2	354,199	1	54,059

地域づくり推進部	23	17	3,131,816	17	1,791,861	12	1,898,270
福祉保健部	7	7	8,382,312	7	7,407,006	7	975,305
子育て・人財局	2	2	5,406,949	2	5,218,435	2	188,514
生活環境部	7	5	10,139,875	5	9,757,050	3	638,042
商工労働部	1	1	98,298,311	1	98,298,311		
農林水産部	20	11	16,298,444	11	8,269,398	11	8,029,046
県土整備部	8	7	2,139,613	7	1,504,004	5	889,853
中部総合事務所	6	3	663,290	3	535,324	3	127,966
西部総合事務所	7	6	9,473,961	6	8,829,240	6	644,721
知事部局計	98	70	9,154,086	69	7,365,791	57	2,339,643

4 県費の受入状況

部局	県費受入								自己財源・ その他収入	
	団 体 数	県費受入額 (補助金、負担 金、委託料以外 の県費を含む) (円)	県費の種類							
			補助金		負担金		委託料			
			団 体 数	金 額 (円)	団 体 数	金 額 (円)	団 体 数	金 額 (円)	団 体 数	金 額 (円)
令和新時代創造本部	1	26,157,924	1	26,157,924					2	3,892,093
交流人口拡大本部	3	28,547,205	1	1,902,888	3	26,355,565			5	53,975,912
危機管理局									2	2,628,019
総務部	2	471,741	2	471,741					2	290,716
地域づくり推進部	14	24,618,263	5	2,984,276	8	17,254,771	1	3,866,833	17	28,622,610
福祉保健部	2	15,896,069			2	14,530,034	1	1,366,035	7	42,780,112
子育て・人財局	1	8,760,000	1	8,027,000			1	733,000	2	2,053,897
生活環境部	3	27,225,446	1	6,187,566	2	19,086,449	1	1,951,400	4	23,473,929
商工労働部	1	98,298,311					1	98,298,311		
農林水産部	2	2,047,450	1	1,410,150	1	637,300			11	177,235,429
県土整備部	5	3,780,345			5	3,780,345			7	11,196,949
中部総合事務所									3	1,989,869
西部総合事務所	4	26,730,699	2	1,762,907	2	24,967,792			6	30,113,066
知事部局計	38	262,533,453	14	48,904,452	23	106,612,256	5	106,215,579	68	378,252,601

5 諸規程制定状況

区分	団体数 (団体)	諸規程制定状況				監事制度 (団体)	会議等	
		会則・ 規約 (団体)	会計 規程 (団体)	決裁 規程 (団体)	その他 (団体)		総会 (団体)	役員会 (団体)
		令和新時代創造本部	3	3	1		1	1
交流人口拡大本部	5	5	1	1	2	5	4	2
危機管理局	2	2				2	2	2
総務部	7	5			1	1	2	4
地域づくり推進部	23	22			3	15	21	11
福祉保健部	7	7	2	2	1	7	7	6
子育て・人財局	2	2	1	1	2	2	2	2
生活環境部	7	6	2	3	3	4	5	2
商工労働部	1	1	1	1	1	1	1	
農林水産部	20	16	5	4	7	9	14	6
県土整備部	8	8	1		1	7	8	3
中部総合事務所	6	6			1	3	4	3
西部総合事務所	7	7	2	2		6	6	5
知事部局計	98	90	16	15	23	65	78	46

第3 監査結果及び意見

1 監査結果

今回の監査では、県の庁舎内に事務局を設置し、県職員が役員や事務局員として業務を行っている任意団体について、設立目的と県の関与・指導の状況及び任意団体の運営状況に関する調査・聴取を行った。

監査の着眼点に基づき審査を行った結果、平成22年7月9日付鳥取県総務部長通知「職務遂行における公私の区別の徹底等について」（以下「総務部長通知」という。）に定める公益性、地域貢献性、県の施策推進上の必要性により県が任意団体に関与している状況、また、職員の業務内容、運営状況などは概ね適正であると認められ、任意団体の目的・責務について県が関与する必要性について疑義のあるものはなかった。

しかし、業務従事の根拠や事務手続、県費の支出又は受入手続、任意団体における内部統制等で一部改善に向け検討が必要と認められるものが見受けられた。改善に向け検討が必要と認められた事項は、次に記載したとおりであるので、適切に対応されたい。

なお、今回、監査対象とならなかった機関、任意団体についても今後の業務や運営の参考とされたい。

2 総括意見

県の庁舎内に事務局を置き、県職員が役員や事務局員を兼ねていることは、行政の施策と任意団体の目的・意義が密接に関連していること、連絡調整に要する時間が短くてすむことから、他の場所に事務局を設置するよりも効率的に業務を行うことができるというメリットがある。

しかし、県民からは、県と任意団体の違いは分かりにくく、なぜ県職員が特定の任意団体の業務を行っているのかという疑問を持たれる可能性がある。

（監査意見）

各職員は、公益・地域貢献・県の施策遂行を図ることを目的とした公務又は公務に準ずる業務として、県業務と任意団体の業務の内容や経費などを明確に区分し、責任の所在を明確にするという意識を持ち業務を遂行することで、県民の理解を得るように努められたい。

また、多くの任意団体に対し、県から補助金や負担金などの財政的支援が行われていることから、任意団体においても県と同様に事務手続の適正化、透明性の確保が必要であり、県とともに経費を負担する任意団体の構成員に対しても説明責任が求められる。各機関及び任意団体は、各種規程の整備やチェック体制の確立など、内部統制機能を十分に発揮されるよう努められたい。

併せて、県の人材・財源は限られており、任意団体を組織し、活用することについても、最小限の関与で最大の事業効果が得られるよう検討されたい。

さらには、各機関及び任意団体は、設置や活動の在り方及び県の関与について、今後も継続的に検討されたい。

3 着眼点に沿った監査結果及び監査意見

（1）任意団体業務に対する県の関与・指導の状況

ア 県職員が業務に関与する根拠

今回、監査を行った機関において、職員が任意団体の業務に従事する根拠を「事務分掌」によるとしているものの、実際には任意団体の事務局員とされている職員のうちで、その機関の事務分掌（事務分担表）に記載されていない職員が多数見受けられた。

(監査意見1)【まんが王国官房、スポーツ課(鳥取県東京オリ・パラキャンプ誘致推進委員会、鳥取県スポーツ推進委員会)、関西ワールドマスターズゲームズ推進課、地域交通対策課、とっとり弥生の王国推進課、東部地域振興事務所、障がい福祉課、医療政策課、緑豊かな自然課、くらしの安心推進課、雇用政策課、とっとり農業戦略課、西部総合事務所福祉保健局、西部総合事務所農林局】

任意団体は、県とは別の組織であることから、任意団体の業務を行う職員については、その存在と業務を具体的に示すことが望ましいと考えられる。任意団体の業務に従事する職員については、過不足なく事務分担で具体的に示すなどできるだけ分かりやすい方法での表示を検討されたい。

イ 県職員が業務に従事する場合の手続

県職員が役職に就くためには団体からの依頼、あるいは選ばれた職員が役職に就くことの伺など、県としての意思決定と必要な手続が行われることが原則と考えられる。

また、団体からの委嘱状や辞令が交付され団体職員となる例もあったが、これについても県としての受諾の意思を決定する手続が必要である。

(監査意見2)【まんが王国官房、東部地域振興事務所、空港港湾課、子育て王国課、雇用政策課、とっとり農業戦略課】

任意団体の役員等に就任するに当たっては、県として必要な手続を行うことについて検討されたい。

ウ 県業務と任意団体業務の区分及び県業務への影響

任意団体職員としての業務実績のない職員や業務従事時間の極めて少ない職員が見受けられた。また、任意団体事務局員としての役割が、関係する県の機関としての説明を行うことという職員がいる任意団体があった。

(監査意見3)【緑豊かな自然課、とっとり農業戦略課】

任意団体を所管する機関は、任意団体としての業務を行う職員を必要最小限とし、他の県業務への影響を小さくすることを検討されたい。

さらに、県業務と団体業務の区分を「担当する県の業務と団体業務が同じであるため区分できない」とし、区分していないとしていた機関があった。

(監査意見4)【まんが王国官房、東部地域振興事務所、障がい福祉課、低炭素社会推進課、緑豊かな自然課、くらしの安心推進課、西部総合事務所農林局】

任意団体が県以外の組織であることを踏まえ、県業務との区別を明確にするよう努められたい。

エ 行政財産使用許可

任意団体が県の庁舎等行政財産を使用する際の手続は、公有財産事務取扱規則に基づき適正に行われていた。

オ 任意団体に対する県有物品の貸付け

(監査意見5)【広報課、とっとり弥生の王国推進課、くらしの安心推進課】

県有物品を県以外の組織である任意団体が使用する場合には、物品事務取扱規則で定められた手続による必要がある。鳥取県物品事務取扱規則第25条第1項で「物品の貸付期間は、1年を超えることができない。」と定められているとおり、貸付けを行う場合には、毎年度貸付手続を行う必要がある。

また、机・椅子などでは、平成31年4月1日付けの備品の基準額(取得価額)の見直しにより備品が

ら消耗品としたものであっても、県有物品であることに変わりはないので、貸付手続を行う必要がある。改めて、適正な手続を行われたい。

カ 補助金等県費支出の事務処理

県は、多くの任意団体に対し補助金、負担金、委託料等で県費を支出し、当該任意団体の業務を支援又は業務を委託していたが、その手続は、概ね適正に執行されていると認められた。

しかしながら、県から任意団体への補助金の交付手続に関し、任意団体の交付申請手続と県の交付決定事務を同一の職員が行っていた例があった。

また、委託料に係る手続では、任意団体における見積と県の予定価格の積算を同一職員が行う等、受託・委託双方の価格の透明性の確保が形骸化している事例があった。

このような事例は、限られた職員数で、県業務と任意団体双方の業務を行う必要から生じていたものであろうが、県民にとっては、理解しづらい状況であり、改善が必要であると考える。

(監査意見6)【国際観光誘客課、スポーツ課(鳥取県スポーツ推進委員会)、とっとり弥生の王国推進課、医療政策課、子育て王国課、低炭素社会推進課(鳥取県水素エネルギー推進協議会)、くらしの安心推進課、会計指導課(随意契約手続の在り方について)】

任意団体を担当する職員が少ない組織では、他の担当の職員が申請書や実績報告書の審査に協力したり、確認検査を総括課長補佐や他の担当の役職職員などが担う等、内部統制と手続の透明性を確保する体制を整備することを検討されたい。

さらに、任意団体と随意契約を行う場合には、予定価格の設定目的や見積額の妥当性の在り方を検討し、その経緯等を記録する等、実態に即した、より簡素で透明性のある手続を検討されたい。

また、県から任意団体に対し、補助金等により県費が支出され事業に対する支援が行われていたにもかかわらず、当該事業経費の一部を県が直接支出している事例があった。

(監査意見7)【まんが王国官房、障がい福祉課】

任意団体の事業経費の一部を県が直接支出している事例があったが、この支出は本来、当該任意団体が負担するべきものであることから、適正な予算執行に努められたい。

キ 任意団体に対する指導・監査

補助金や委託料等の県費を支出している任意団体に対しては、その実績報告等の審査を行うことにより、任意団体の活動や収入・支出についての把握が行われていた。また、負担金についても一部の団体に対しては実績報告の提出を求め、その活動内容についての確認が行われていた。その他の形での県の所管機関による任意団体への監査等が行われたものは見られなかった。

ク 任意団体の今後の必要性についての検討

今回監査を行った各機関に対するアンケートでは、いずれの任意団体についても継続して活動することが必要であるという回答であった。

任意団体に対し県が関与することのメリットについては、県の施策との一体性や連携の確保、県内の市町村や民間団体との連携を図り事業を進める上で県が中心となる必要があることなどが主なものであった。

今後の県支出や県職員の関与についても現状維持が必要との回答がほとんどであった。

(2) 任意団体の運営状況

ア 任意団体の設立目的と活動内容

監査を行った任意団体の活動内容は、概ね任意団体の設立目的に沿ったものであると認められた。その上で、次のとおり取組を進めるとともに改善を図ることで、さらに発展させていくことが必要と考えられる任意団体があった。

(監査意見 8) 【広報課】

- ・来年度以降もふるさと鳥取ファンクラブの会員数を維持しつつ、様々な広報媒体を活用して、今以上に情報を発信できるよう、新たな業務形態への移行に努められたい。
- ・各自治体の広報担当職員の技術向上を図る講座、研修等を引き続き実施していただきたい。

(監査意見 9) 【障がい福祉課】

- ・全国に先駆けて手話言語条例を制定した本県における象徴的な大会である手話パフォーマンス甲子園が、本県の障がい福祉施策の取組を全国的に情報発信する良い機会として、さらに一層の全国的広がりとなるように努められたい。
- ・財源の多くを日本財団からの支援に依存していることから、今後事業を継続していくために必要な財源の確保を検討されたい。

(監査意見 10) 【緑豊かな自然課】

- ・ボランティア除草等の鳥取砂丘保全再生事業に理解と協力が得られ、鳥取県の宝である鳥取砂丘の自然・環境資源を後世に守り伝えていけるよう、任意団体が行う事業の成果を広く周知することを検討されたい。
- ・鳥取砂丘ランドデザインで定めた目標の実現に向けて、県民挙げて取り組み、鳥取砂丘での体験が楽しめる工夫をすることなどで、より砂丘の魅力を高めていくよう努めていただきたい。

(監査意見 11) 【とっとり農業戦略課】

- ・2030年1,000億円の目標農業生産額を目指している本県の農業政策を主導し推進していく立場として、しっかりと取り組んでいただきたい。特に、農業従事者の高齢化と減少が進行している中で、農家の声をしっかりと受け止めた農業政策を進めていただきたい。

(監査意見 12) 【空港港湾課】

- ・鳥取港は、「鳥取港長期構想」を策定され、岸壁やふ頭の整備、航路の変更を計画されているが、港湾整備を進めていくことに合わせて、積極的にクルーズ船のポートセールスや、取扱貨物量の増加につながるよう鳥取港背後地の県東部はもちろん兵庫県、岡山県の企業に働きかけられたい。

イ 諸規程の整備、運用

任意団体が行う会計手続の根拠となる会計規程や、事務処理の手続を定めた決裁規程・事務処理規程等の規程が定められていない任意団体は、監査を行った28団体中会計規程は16団体と半分以上、決裁規程等は13団体あった。これらの任意団体の多くは、県の規程に準じた取扱いがされており、一部を除けば、概ね手続は適正に行われていることは確認できた。

しかし、任意団体は、県とは異なる組織であり、その運営や事業遂行に補助金や負担金など多額の県費が支出されている任意団体も多くある。

(監査意見 13)【広報課、東京本部、国際観光誘客課、まんが王国官房、スポーツ課（鳥取県東京オリ・パラキャンプ誘致推進委員会、鳥取県スポーツ推進委員会）、地域交通政策課、とっとり弥生の王国推進課、東部地域振興事務所、医療政策課、子育て王国課、低炭素社会推進課（鳥取県水素エネルギー推進協議会、鳥取県新エネルギー活用研究会）、西部総合事務所福祉保健局、西部総合事務所農林局、西部総合事務所日野振興センター（日野郡広域交流促進協議会）】

その事務処理や会計処理に当っては、一層の透明性が確保されるよう収入・支出の手続等を定めた会計規程や、決裁権限、事務手続を定めた事務処理規程などの整備を行うように努められたい。

個別の規程を整備することが事務的に困難である任意団体については、団体規約などに、例えば「原則的には県の規程に準じる」、「県の例による」とし、これにより難しい場合の必要最小限の独自規程を定めるなど、その任意団体に即した形で明記することで事務手続の正当性や透明性を確保されることを検討されたい。

ウ 総会、役員会等の運営

総会は、任意団体の最高意思決定機関であり、その議事、議論、決定事項等が記録され、必要があれば開示されることが求められるが、総会議事録が作成されていない任意団体が一部あった。

(監査意見 14)【低炭素社会推進課（鳥取県水素エネルギー推進協議会）、西部総合事務所農林局】
審議過程や任意団体の意思決定の適正や過程の透明性が確保されるよう必要な情報が記録されるよう努められたい。

また、例年、事業報告と決算審査に係る総会を開催した後に監事監査を行い、その後に監査結果を書面で通知し、総会の書面監査としている任意団体があつた

(監査意見 15)【緑豊かな自然課】
任意団体の事業報告や決算審査は、監事監査により適正と認められていることを前提としたものであることから、適正な手続により開催されるよう改善されたい。

エ 事務事業の執行体制

今回の監査では、任意団体の業務は概ね適正に実施されていたが、一部の任意団体の事務等の決裁に際し、当該任意団体に属していない県職員が加わっている事例が見受けられた。

任意団体は、県とは別の組織であることから、その事業に係る決裁等の意思決定は、県とは別の手続により行われることが必要であり、その決定に任意団体以外の職員が関与することは、任意団体の事業などに対する責任が不明確となったり、任意団体の事業目的と異なるものとなる可能性も否定できない。

さらに、任意団体が行っている手続に含まれている情報には、個人の住所や口座情報等個人情報が含まれていることもあることから、情報管理の面からも慎重な取扱いが必要である。

一方では、任意団体が県の所管課と連携し、業務を円滑に進める必要もあり、関係職員との情報共有の必要性も認められる。

(監査意見 16)【スポーツ課（鳥取県東京オリ・パラキャンプ誘致推進委員会）、地域交通政策課、東部地域振興事務所、障がい福祉課、医療政策課、子育て王国課、緑豊かな自然課、雇用政策課、空港港湾課、西部総合事務所福祉保健局、西部総合事務所農林局、西部総合事務所日野振興センター（日野郡広域交流促進協議会、日野川の源流と流域を守る会）】
県と任意団体の区別を明確に意識し、安易に部外者の関与を認めることなく適正な手続を行いながらも、必要な情報の共有は確保できる方法を検討されたい。

オ 経理・会計手続

任意団体の経理・会計手続は、概ね適正に行われていた。しかし、比較的軽微な手続ミスなども見受けられた。

(監査意見 17)【広報課、国際観光誘客課、まんが王国官房、スポーツ課（鳥取県東京オリ・パラキャンプ誘致推進委員会、鳥取県スポーツ推進委員会）、地域交通政策課、とっとり弥生の王国推進課、くらしの安心推進課、空港港湾課、西部総合事務所福祉保健局】

任意団体の会計手続は、県とは異なり出納審査機関の審査を経ることなく収入・支出が行われることから、誤った事務処理が積み重なり、内部統制の破綻をきたし、大きなミスや不祥事に繋がる危険性もある。任意団体の会計事務などの各種手続は、基本的なルールを遵守し、内部統制の確立に努められたい。

カ 県事業と任意団体事業の区別の状況

食のみやこ鳥取県西部フェスタ連絡協議会に係る監査において、同協議会の事業である食のみやこ鳥取県西部フェスタの一部を構成する西部総合事務所主催（県事業）の「せいぶ農と食のまつり」が、県の歳入歳出予算に編入されることなく、食のみやこ鳥取県西部フェスタ連絡協議会の口座を用いて、次のとおり収入と支出が行われており、県事業が県民から判りにくい形で行われていた。

(監査意見 18)【西部総合事務所農林局】

今後、「せいぶ農と食のまつり」事業を実施される際には、西部総合事務所（農林局）において、同事業を県事業として適正に予算化するか、当該事業を食のみやこ鳥取県西部フェスタ連絡協議会の事業とする、または「せいぶ農と食のまつり」事業の実行委員会等を設立、参加し、必要に応じて負担や役務の提供を行う等、適正な事務処理への改善を行われたい。

キ 監事等による監査、自主的チェック等

今回監査を行った 28 任意団体中、監事制度がある団体は 25 団体であり、任意団体の会則等に基づき監事監査が概ね適正に行われていた。しかし、監事監査の実施の方法や監査の内容について不適正な例が一部あった。

(監査意見 19)【緑豊かな自然課、西部総合事務所農林局】

監事監査の実施の方法や監査の内容について、適正な手続、内容に改善されたい。

また、監事制度のない 3 団体のうち 1 団体については、一定額の収入・支出があった。

(監査意見 20)【低炭素社会推進課（鳥取県水素エネルギー推進協議会）】

任意団体の内部統制を確保するためにも監事制度の整備を検討されたい。